

國學院大學學術情報リポジトリ

足利義満子女の寺院入室事例の再検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): 足利義満, 門跡寺院, 青蓮院, 梶井門跡, 大覚寺, 明王院 キーワード (En): 作成者: 相馬, 和将 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001376

足利義満子女の寺院入室事例の再検討

相馬和将

- 一 はじめに
- 二 足利義満子女の寺院入室事例の基礎的確認
- 三 義満子女の入室と門跡寺院の動向
- 四 青蓮院の寺務職と寺領への義満関与の実態
- 五 おわりに

要旨

本稿は、先行研究で寺院統制策の起点と評価される足利義満子女の寺院入室事例を再検討するものである。その結果、義満の思惑が子女を通じた寺院統制にあったとは考え難いことを述べた。義満子女の寺院入室は血統管理や嫡流安定の側面を重要視すべきである。十四世紀以降、権威化ないし貴種化を遂げていく足利氏の「血」を管理することは、足利將軍家にとって重要政治課題だった。そこで子女を寺院入室させることで、血統管理を試みたのだと考えられる。その際に、入室先が禪寺だけでなく門跡寺院も選択されたのは、義満が摂関相または上皇相身に身分秩序を上昇させていたからである。一方で、門跡寺院側に着目すると、本稿で検討した門跡寺院（青蓮院・梶井門跡・大覚寺）は、ほとんどが後継問題に悩まされていた。皇族や摂関の息子が払底している社会状況において、身分上昇を遂げていく義満は、門跡寺院側からすれば皇族や摂関に次ぐ、第三の選択肢足り得たのである。実際、尊道は尊満入室を要請しており、このように門跡寺院側の働きかけは存在したのである。義満子女の青蓮院入室によって、青蓮院と義満のコネクションが強化されたことは間違いないが、本稿で検討した東国寺院への義満関与は、義満の寺院統制策というより、義満とのコネクションを最大限に活用する青蓮院側の働きかけの結果と見るべきことを主張した。

キーワード……足利義満 門跡寺院 青蓮院 梶井門跡 大覚寺 明王院

一 はじめに

本稿は、室町殿足利義満の子女の寺院入室事例を抽出し、そのうち数例を精査することで、既往の研究で指摘されている義満子女の寺院入室の意義を、再検討しようとする試みである。

足利義満子女の寺院入室を分析するうえでまず押さえるべき特徴は、入室先ほとんどが門跡寺院だということである。^①門跡寺院とは、皇族や摂関家など、基本的には中世社会における最上級身分の兄弟（姉妹）子女だけが入室する、非常に格の高い寺院のことを指す。ところが、中世後期、武家出身（足利氏）で門跡寺院に入室する事例が現れ始め、その最初の事例が、室町幕府全盛の基盤を築いた義満の子女だった。この特異性に着目して、先行研究では義満子女の寺院入室について、義満の思惑や歴史的意義などを探ろうとしてきた。いま先行研究を大まかに分類したとき、①公武関係史からの言及、②寺院社会史からの言及、の二つに分けることができる。

まず①について。大正十二年（一九二二）、田中義成は早くも義満子女の門跡寺院入室に注目して、これを足利氏による皇位篡奪の一環であると論じた。^②平成改元の際に天皇関係の書籍が多く出版されたとき、『室町の王権』でセンセーショナルな議論を引き起こした今谷明も、義満男子の門跡寺院入室を、義満による王権篡奪の過程で生じた現象であると論じた（なお今谷は、義満死後に寺院入室している子女の事例を挙げ、義満の

政策は次代義持によって達成されたとする^③）。このように、田中と今谷は、公武対立や義満による朝廷権限吸収という図式を前提にしており、その一環として義満子女の門跡寺院入室を理解している。しかし、近年の室町期公武関係の研究によれば、公武対立や権限吸収論的な見方は後退しつつあり、むしろ公武の相互依存関係（ただし武家優位）が重視されている^④。皇位（王権）篡奪計画説が破綻した現在の研究段階を踏まえたとき、義満子女の寺院入室は、公武対立や朝廷権限吸収を前提にして把握すべき事象なのかどうか、再検討する余地がある。

つぎに②について。寺院社会史では、比丘尼御所研究において、義満や義満以後の室町殿子女に言及するものが多い。個別研究では、荒川玲子による景愛寺（尼五山）の研究、中井正孝による三時知恩寺（入江殿）の研究、田中リサや菅原正子による大慈院（南御所）の研究、大石雅章による通玄寺（尼五山）と大和法華寺の研究などがある^⑤。これらの比丘尼御所は、禅林系か浄土系かという宗派的性格や、門跡寺院としての確立期など、細部において異なる箇所も見受けられるが、おおむね共通するのは、比丘尼御所の新住持の入室・入院は義持期から義教期にかけて室町殿の裁量に属しており、足利氏女性の入室・入院を契機にして、所領寄進や修造費用工面など、経済援助を室町殿から受けていた、ということである^⑥。特に寄進される所領については、御料所や足利氏私領と重なるところが少なからず確認でき、こうした所領の経営は幕府機構や人脈に依存し

ていた。

こうした性格を持つ比丘尼御所に關して、個別研究の段階を進めて、総体的把握を試みたのが大石雅章と湯之上隆である。⁸⁾

大石は、比丘尼御所の成立時期が女院の減少時期と合わさることを指摘し、比丘尼御所とは支配者層の女性が自己の意志に關わらず入室させられ、社会から封印される場所だったとしたうえで、義満子女の寺院入室を、上昇していく義満の身分と寺格を対応させた結果であると捉えた。大石は、「足利氏も権門として王家・摂関家と同様に子息を門跡寺院に入室させたのである。この現象は、幕府の権門寺院政策の方便として評価しうるかもしれないが、私はむしろ社会的身分による入寺すべき寺院の確定と中世寺院の伝統的な門跡という寺格という観点から理解すべきだと考える」とも指摘しており、子女入室は寺院統制策よりも身分と寺格の対応関係から考えるべきことを再主張している。湯之上も、寺院統制策という観点だけで義満子女の寺院入室を検討することは不十分だと述べ、比丘尼御所には高貴な身分に属したために世俗で生活する途の無かった女性の収容機関という側面があることに注意を促し、やはり身分と寺格の対応を重視すべきことを指摘している。

大石や湯之上の理解は、足利氏女性の比丘尼御所入室について、公武関係や寺院統制策を必ずしも前提に据えていないところに、その特徴がある。一方で、足利氏女性から導き出した両氏の結論が、足利氏男性の寺院入室の場合といかに関わるのか

(あるいは関わないのか)については、あまり言及されていない。この点、興味深いのは白井信義と中村直勝の見解である。義満の家族構成を詳細にした白井は、「とかく反抗しがちな宗教界の要所に己が子供らを配して、僧徒を懐柔すると共に、俗界の欲望を断たしめて、足利家嫡流の安全をはかったのである」と述べ、¹⁰⁾中村は、門跡寺院が相当の寺領を擁し寺格も高いことから、義満にとつて子女の片付け先だった、と論じた。¹¹⁾両氏とも、イエの問題として義満子女の寺院入室を捉えている。特に白井が足利家嫡流にとつての安全管理だと評価していることには注意したい。近年、谷口雄太は、足利氏の血統の価値上昇(権威化ないし貴種化)を論じるなかで、十四世紀以降、室町幕府への謀叛の際に足利氏の擁立が一般化していくことを論証している。¹²⁾これらの指摘を踏まえたとき、概して言えば、室町殿子女の寺院入室とは、第一義的にはイエの問題(血統管理)であると考えることが可能であり、寺院統制が義満の目的だったのかどうか、疑問が浮上してくるのである。

しかし、こうしたイエの問題という視点は、後進の議論に批判的に継受されているとは言い難い。現在、室町殿子女(猶子を含む)の寺院入室を総体的に把握した研究の到達点は、水野智之の専論に求められる。¹³⁾水野は、寺院入室における室町殿の實子と猶子の事例を集め、実子入室も猶子入室も、室町殿による門跡寺院統制策であると評価した。その要点は、(一)義満は、子女の多くを門跡寺院に入室させることで、門跡寺院との関係

を強化、統制した（水野の想定する統制とは、門跡の家産化、人事・門跡領への関与、武家祈禱遂行の強化などを指す）、（二）義持期から義教期にかけては、実子不足という問題から、猶子という擬制的関係を結ぶことで補充した、（三）数の上で室町殿猶子のピークを迎える義政期以降は、天皇家や伏見官家の実子と猶子の入室が多くなり、このことから天皇權威の浮上を指摘した、以上の三点である。水野も義満の身分上昇と寺格の関係は意識しており、その点では大石らの議論と共通するが、寺院統制の側面をより重要視している。水野論文に対する批判は管見の限り見出せず、室町殿子女の寺院入室に関する到達点的理解だと評価できよう。⁽¹⁵⁾

水野論文は、門跡寺院への足利氏入室を検討した唯一の専論であり、しかも実子だけでなく初めて猶子も分析対象に含めていることは達見といえ、その意義をいくらか高く評価してもしすぎるということはない。ただ、水野論文は、田中義成や今谷明の議論の延長線上に位置づけられるが、先述したように、はたして公武対立ないし権限吸収の文脈で寺院入室を理解できるかどうかは、現在では再検討の余地がある。また、公武関係の解明に主眼を置く水野論文は、一方で寺院社会側の動向にほとんど触れていないが、これは後進が克服すべき課題である。

以上のように先行研究の課題を整理したうえで、本論では、寺院統制策の起点と評価される足利義満子女の寺院入室について、再検討を行う。その際に、義満側の事情のみでなく、義満

子女を受容する門跡寺院側の動向も検討対象に含めることで、中世後期門跡寺院の実態の一端を明らかにすることを企図している。そして最後に、寺院入室の意義をあらためて考えることにしたい。

二 足利義満子女の寺院入室事例の基礎的確認

現在までに筆者が把握している室町殿歴代や室町殿近親の子女のうち、足利高義、高氏（尊氏）、直義、直冬、義詮の子女について、禅寺入院は確認できるが、門跡寺院入室は、一部例外や直冬系を除いて、管見の限り確認することはできない。⁽¹⁶⁾ 足利氏出身者が門跡寺院に入室する初例は、足利義満子女であると考えて良い。義満子女の入室事例は、管見の限り全十五例で、男七名、女八名である。⁽¹⁷⁾

表一は、義満子女の入室事例を、僧名・入室先・母親（出自・実名）・生年・入室年（年齢）などの項目を設けて、一覧にしたものである。表二は、義満の経歴をまとめたものである。この二つの表から読み取れることを指摘したい。

まず表一から、義満子女の入室先は、男性は青蓮院・梶井・仁和寺御室・相国寺・妙法院・大覚寺、女性は大慈院・三時知恩寺・大和法華寺・嵯峨野宮殿撰取院・光照院・宝鏡寺・景愛寺などが確認できる。青蓮院・梶井・妙法院は山門派門跡寺院であり、仁和寺御室と大覚寺は東密系門跡寺院として知られて

足利義満子女の寺院入室事例の再検討

【表①】 足利義満子女の入室関係一覧表（男女ともに生年順に配列。生年不明は表末に付した）

僧名	入室先	母親（出自・実名）	生年、西暦	入室年（年齢）	備考
尊満	青蓮院	加賀局（実相院坊官長快法印女）	永徳元、1381	明徳3、1392（12）	応永10禪僧化
浄文	梶井	春日局（摂津能秀女）、 義母裏松康子	応永元、1394		応永15還俗
義円	青蓮院	北向局（藤原慶子）	応永元、1394	応永10、1403（10）	応永35還俗
法尊	仁和寺御室		応永3、1396	応永16、1409（14）	
虎山永隆	相国寺	池尻殿（三上泉阿継子）	応永10、1403		
義昭	妙法院→大覚寺		応永11、1404		応永21得度
義承	梶井	藤原誠子	応永13、1406	応永19、1412（7）	
栄山聖久	大慈院	大芝殿（源春子）、義母 裏松康子	応永2、1395		永享5没
宗山聖紹	大慈院	新中納言局（藤原量子）	応永3、1396		享徳2没
聖仙寛窓	三時知恩寺	北向局（藤原慶子）	応永4、1397		応永22没
尊順	大和法華寺		応永6、1399		文明11没
某	嵯峨野宮摂取院		応永13、1406		応永31没
尊久	光照院	大炊御門冬宗女			
桂芳理久	宝鏡寺・景愛寺				享徳3没
吉山周喜					「足利系図」

典拠：各種史料、臼井信義『足利義満（人物叢書）』（吉川弘文館、1960年）、小川剛生『足利義満』（中公新書、2012年）、湯之上隆「足利氏の女性たちと比丘尼御所」（同『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、2001年、初出1990年）。また、注（5）各論文や、服藤早苗編『歴史のなかの皇女たち』（小学館、2002年）付録「尼門跡表」（菅原正子・久保貴子作成）を参照した。

【表②】 足利義満の経歴

1358（延文3）8.22 生
1366（貞治5） 従五位下
1367（貞治6） 正五位下・左馬頭
1368（貞治7・応安元） 征夷大将軍→従四位下・参議・左近衛中将
1375（応安8・永和元） 従三位
1378（永和4） 権大納言→右近衛大将兼任、従二位
1380（康暦2） 従一位
1381（康暦3・永徳元） 内大臣
1382（永徳2） 左大臣（1388辞退）
1383（永徳3） 源氏長者・淳和奨学両院別当、准后
1392（明徳3） 左大臣還任
1394（明徳5・応永元） 將軍職を義持に譲渡、太政大臣
1395（応永2） 出家
1408（応永15） 5.6 死去
「公卿補任」、臼井信義『足利義満（人物叢書）』（吉川弘文館、1960年）をもとに作成

いる。これらの寺院はいずれも上級身分の子女が入室することを原則としていた。大慈院・三時知恩寺・大和法華寺・光照院・宝鏡寺・景愛寺は比丘尼御所である。ただし、大和法華寺に關しては、鎌倉期に叡尊によって再興されて以降、良家クラスの入室が相次ぐが、義満子女入室によって比丘尼御所化する（貴種の入室が続く）ことが知られている⁽¹⁸⁾。このように義満子女の入室時点では比丘尼御所ではなかった大和法華寺や、禪寺である相国寺、詳細不明の嵯峨野宮殿摂取院など、一部例外はあるものの、義満子女の入室先はおおむね門跡寺院であるといえる。

つぎに義満子女の入室年に注目しよう。明德三年（一三九二）八月の尊満入室が、義満子女では最も早い事例に当たる。そのほかの義満子女は、入室年の判明する者は僅かながら、応永年間になって入室することを確認できる。入室年不明の子女も、出生年は応永年間であることから、尊満を除いて基本的には応永以後に入室したと判断して良いだろう。

では、応永年間に子女入室が相次ぐことは何を意味するだろうか。ここで表二を確認したい。義満が破格の昇進を遂げたこととは有名で、権大納言右近衛大将という官に任ぜられた永和四年（一三七八）以降、所作の振舞を二条家から学び、永徳三年（一三三三）准后宣下によって、その立場を摂関と同格ないしやや格上に定めた⁽¹⁹⁾。後小松親政のはじまる明德四年（一三九三）以降は「義満の院政」が成立して、治天の君として振舞った。また、十四世紀以降、武家の儀礼的血統的秩序においても、足

利一門は権威化ないし貴種化を遂げていた⁽²⁰⁾。以上のことから、武家出身でありながら義満子女が門跡寺院に入室することを可能にしたのは、先行研究の指摘するように、この時期の義満の身分上昇の影響が大きいといえよう。一方で、義満からすれば、門跡寺院に自らの子女が入室したことは、貴種としての権威確立に大きく貢献したものと思われる。すなわち、義満の身分が上昇したから子女が門跡寺院に入室できたのと同時に、義満子女が門跡寺院に入室したから義満の身分は上昇・確立していったと考えることができる。

また、応永六年（一三九九）に勃発した応永の乱の際に、大内義弘が鎌倉公方足利満兼と結託していたことも、義満子女の寺院入室を考える際に無視できない。谷口雄太によれば、十四世紀末頃を境に、対抗可能な足利氏像から「武家の王」としての足利像に変化して足利將軍家への反乱の際に足利氏を擁立することが一つのパターン化していき、その画期が応永の乱だとい⁽²¹⁾う。反乱者が足利氏を担いで、討幕の大義名分にするという社会状況において、足利氏の「血」を野放図に放置しておくことは、足利將軍家にとって看過し得ない政治課題だったと思われる。義満が血統管理のために子女を寺院に排種していたという先学の指摘は、不自然ではない。出家させることは子孫を儲けることの否定であり、意図的に断種させる行為だからである。最後に、非常に重要なのは、義満の没年である。義満は応永十五年（一四〇八）五月六日に死去している⁽²²⁾。梶井義承と仁和

寺御室法尊は、それぞれ応永十六年と同十九年に入室しているから、彼らの入室は義満の思惑の範疇外にあると考えなければならぬ⁽²³⁾。また、梶井浄文と青蓮院尊満は、義満生前に還俗または禪僧に転向するなど、門跡寺院から離脱している。したがって、義満生前に寺院に居続けたのは、青蓮院義円、大覚寺義昭、相国寺虎山永隆の三名と、比丘尼御所に入院した女性たちだけである。はたして義満の思惑は、子女入室を通じた門跡寺院統制策にあったのだろうか。

三 義満子女の入室と門跡寺院の動向

本章では、義満生前に門跡寺院に入室した青蓮院尊満・義円、梶井浄文、大覚寺義昭の四名を対象を絞り、入室の前後状況を寺院社会側の動向に注意して検討していく。比丘尼御所に入室した義満子女は、入室時の史料が少ないため、本章での検討対象から除外する。また、相国寺に入院した虎山永隆も、先行研究では門跡寺院への入室が問題とされてきたことを踏まえ、本章での検討対象から除外する。

(一) 青蓮院尊満

義満庶長子である尊満の青蓮院入室は、明德三年(一三九二)八月である。当該期の青蓮院の動向は関屋雄一と稲葉伸道の研究があるので、両氏の成果を参照して尊満入室を確認したい⁽²⁴⁾。

なお、以下の門主の記述は特に断らない限り、「華頂要略門主伝」

(『大日本仏教全書』鈴木学術財団編、講談社)に依拠している。

尊満入室時の青蓮院門主は尊道入道親王(後伏見息)である。尊道は当初弟子の道円(後光厳息)を後継者としていた。永徳元年(一三八一)四月、尊道は道円に「門跡管領」を譲与しており、師資相承は順調かのように思えた。しかし、道円は至徳二年(一三八五)三月に死去してしまふ。そのために、再度尊道が門主に復帰することになった。尊道弟子として尊満が入室するのは、この尊道復帰の七年後である。それでは入室経緯を確認しよう。

【史料一】「門葉記」巻第百二・入室出家受戒記三(尊満)明

徳三年(一三九二)条(『大正新脩大藏經』図像第十二、

一〇四頁)。※()は割注を意味する。

明德三年八月二十七日、天晴、室町准三后若公有^(足利義満)青蓮院門跡御入室事(御歳十二歳)、中山中納言^(親雅)参車後、密儀也、御装束、直衣・下括、先今夜御^(加賀親)参室町殿云々、此間御母儀御里(出雲路也)御座、六歳以後一向御母儀御同宿云々、

去十一日室町殿参内也、次門跡相統可^(足利義満)令^(尊満)用、多以先立之間、老後周章之由申^(足利義満)之、凡去々年来連々雖^(尊満)令^(尊満)申、御器用未^(足利義満)定、如^(尊満)今者老身難^(尊満)弁^(尊満)旦暮、為^(尊満)之如何述^(尊満)鄙懐二了、此前々事可^(尊満)被^(尊満)擬^(尊満)三法体者、可^(尊満)申^(尊満)預^(尊満)之由申^(尊満)之処、円満院旁々申^(尊満)之、然而堅加^(尊満)斟酌^(尊満)之趣也、所詮、

年齢又究竟時分余、或人^モ殆無^ニ其例^一、全分幼稚、又老体難^レ期^ニ成人、枉可^レ有^ニ恩許^一哉由申之間、即許容、日次内々可^レ相^ニ尋有世卿^一由申^レ之退出、即二十七日吉日之由申之間、俄治定^了、

亥下刻入御、於三門前^一扣^レ駕、中山中納言並殿上人三四人供奉、忠慶僧都^{（尊勝院）}参会、円什法印^{（無動寺）}申^ニ案内由^一也、即入^ニ御寝間庇西妻戸^一（兼撥簾）西向四間御座著御、予開^ニ北障子^一出座、御贈物忠慶取^レ之、泰円役送之、予起座、若君又起座入^ニ御北向所^一、北向之前供^ニ御膳^一（陪膳円什法印、役送経範勤^レ之）、此間予改^ニ装束^一著^ニ付衣^一、中山並殿上人等少々於^ニ西向六間^一対面、初盃了、明日相国寺供養儼儀、皆以可^ニ参会^一之間、卿相雲客共忿退出^了、予又可^ニ兼示給^一之間、此又々入御々車申請^レ之、即曉天出門^了、仍不^レ能^ニ委記^一之、

史料一は、南北朝期に編纂された青蓮院寺誌で、引用部分は南北朝期以後に加筆されたものと考えられる。⁽²⁵⁾ 尊満入室の経緯を記している点で貴重だが、先行研究では言及されていない。

史料一は何かしらの記録の抄出と思われる、後半部に筆者「予」が出てきて、尊満と食事を取り、その際に法体装束の「付衣」を着装している。⁽²⁶⁾ このことから筆者は僧侶であると思われる。

「予」は翌日の相国寺落慶供養に参加しているが、他史料を確認した結果、「予」は門主尊道を指すと判断できる。⁽²⁷⁾ よって、史料一は尊道による記録だと考えたい。

永徳元年（一三八一）生まれの尊満は、六歳のときから十二歳にいたるまで、出雲路にある生母加賀局（中山親雅妻）の里坊で日々を過ごしていた。史料一から、尊満入室に積極的なのは義満ではなく、尊道であることを確認できる。尊道は、「老後周章」「老身」「老体」と、高齢であることに危機を感じて（尊道は明徳三年時点で六十歳）、道円死去後の新後継を模索していた。当時、青蓮院に入室する資格を持つ皇族や摂関家は子弟不足に陥りつつあり、家督継承候補以外は他寺院に入室することが予定・決定されているなど、後継人材の確保が難航していた。⁽²⁸⁾ そこで、尊道は摂関相当に身分上昇を果たした義満に接近して、尊満入室を働きかけた。尊道は、土岐康行の乱（一三八九）や明徳の乱（一三九二）など、義満が参加した戦乱で必ず敵方調伏の武家祈禱を行い、歌道や書道などの芸能に秀で、話が面白く、酒も滅法強いこともあって、義満との関係は良好で厚遇されていたという。⁽²⁹⁾ 義満と尊道の私的関係が、尊満入室の背景にあることは想像に難くない。

こうして尊満は青蓮院に入室したが、尊道から「青蓮院門跡」を譲与されることはなかった。応永十年（一四〇三）六月二日に義円が入室し、翌月五日に尊道は死去する。同年に尊満は青蓮院を退去して伯父（義満庶兄）柏庭清祖が開いた天龍寺香厳院に入り、禅僧に転向する。この経緯について、水野智之は尊満の青蓮院後継としての能力不足を、稲葉伸道は義円入室に対する尊満の不満の表れか、または義満による何らかの命令が

あったかと推測しているが、詳細不明である。

(二) 青蓮院義円

義円の青蓮院入室は応永十年(一四〇三)六月である。³¹⁾ 義円入室が青蓮院側と義満側のどちらの働きかけによるのかは、史料上から確認できない。義円入室の約十日後に門主尊道は死去し、先に入室していた尊満も青蓮院を退去した。義円は出家得度、受戒、伝法灌頂などの僧侶として必要な階梯をまだ何一つ歩んでおらず、義円入室後しばらくは門主不在という状況だった。義円は、応永十五年(一四〇八)三月に出家得度、同十八年六月八日に「河東職(敷)地事」を後小松天皇勅裁に従って管領すべきこと(河東敷地とは青蓮院のある鴨川東の寺域を指すだろうから、実質的には「青蓮院門跡」の管領相続を意味することに等しい)を足利義持御内書によって安堵され、同年七月に比叡山で受戒と臨時受戒を受けている。翌年六月八日には「御門跡領等」における門主義円の成敗権を義持御内書によって安堵された。³²⁾ このあいだ、法流を相承した明証は確認できないが、応永二十二年(一四一五)十二月に台密大法の熾盛光法を勤修しているの³³⁾で、それまでには法流を相承したと思われる。こうしてみると、義持の関与は、門主不在という危機的状況への対応だったとみることが可能である。青蓮院の管領相続に関する義持御内書も、あくまで後小松天皇勅裁の追認であり、寺院統制を企図する義持の一方的な寺院介入と読むことは難し

いと思われる。³⁴⁾

ところで、義円の青蓮院門主としての活動に関して、興味深い史料がある。

【史料】二 山門根本中堂閉籠衆議事書案(「華頂要略門主伝」第二十〔義円〕、応永二十四年(一四一七)条)〔大日本仏教全書〕

十二月十三日根本中堂閉籠衆議曰、

早可^レ被^レ申^コ入 青蓮院門跡一事、

右、西天仏教者留^ニ此峯^一、朝廷護持者在^ニ吾山^一、仍三

門跡者司^ニ遮那止觀之貫長^一、為^ニ一山九院棟梁^一、於^レ中

御門室者、慈覺大師之正嫡、根本中堂檢校、天下無双之

頭職、四域護持之猛將也、爰^ニ當門主者、清和天皇之貴種、

一品親王^(尊道)之付法、誠是相応和尚與^ニ貞觀皇帝^一師檀之往

縁相会歟之処、近年被^レ寄^コ置門跡、被^レ閣^ニ大小之行事

之条、為^ニ天下^一為^ニ山門^一就^ニ真蹟^一無^ニ勿体^一次第也、此

段、連々雖^ニ諫申^一、敢^レ不^レ能^ニ御承引^一、子細何事哉、所

詮此時豈可^レ承^コ定御安住之有無^一、若^レ総而御移住不^レ可^レ

叶者、別而可^レ調^ニ一途評議^一之旨、衆議而已、

比叡山根本中堂にて開催された閉籠衆議で、義円の進退が話し合われ、決定事項が青蓮院に送付された。³⁵⁾

義円は、応永二十二年(一四一四)七月に青蓮院から逐電、禪衣を着て嵯峨洪恩院(義満生母紀良子の塔所)に隠遁しており、門主としての業務を果たせない状況にあった。門徒は義円

を諫めたが、義円は承知せず帰還しなかった。衆議では、義円の青蓮院帰還意思の有無を再確認して、帰還しないのならば再度衆議を設けることで一決した。このあと義円がいつ帰還したのか不明だが、応永二六年に天台座主に就任していることから、この時期までには青蓮院に帰還したのだろう。

以上のことから指摘できるのは、室町殿子女の門跡寺院での生活実態は、必ずしも寺院内部で安穩に過ごしていたわけではない、ということである。尊満や義円がまさに該当するだろう。水野智之は、義満による寺院統制策の一つに「自らの親権を行使して門跡寺院への介入の強化をはかったと思われる」と述べた⁽³⁸⁾。しかし、子女がこうした状況にあつて、親権を行使して寺院介入の強化を成し得たのかどうかは、疑問である。また、義円が青蓮院に入室して以降、僧侶としての階梯を歩み始めたのは、義持期である。義持と義円は兄弟であることから、親権行使による寺院介入という図式は、すくなくとも青蓮院の場合には成立し得ない。

(三) 梶井浄文

梶井浄文（のち還俗して義嗣）は、入室記事が見当たらないため、具体的な入室事情を探ることは困難である。史料制約から室町期梶井門跡に関する先行研究も少ないが、近年稲葉伸道は南北朝・室町期の梶井門跡に言及している⁽³⁹⁾。以下、稲葉の研究を参照しながら、当該期の梶井門跡の置かれた状況を確認

したい。

南北朝期から室町期にかけての梶井門跡の相承は、相次ぐ門主の死や遁世退去によって、衰微状況に陥っていた。永和三年（一三七七）七月、梶井門徒は後円融天皇に対して、弟宮（一歳）の入室を奏請したが、実際に入室したのは梶井門徒の要求とは異なり、明承（後光厳第十皇子）だった。ところが、明承も応永三年（一三九六）四月に死去してしまふ。稲葉によれば、この門主交代に義満関与は確認できないという。

明承以後に門主として確認できるのが、浄文と義承である。浄文の入室時期は不明だが、応永十四年（一四〇七）八月に、出家得度を遂げていない十四歳の門主を史料上から確認できる⁽⁴⁰⁾。年齢から判断して、この門主が浄文を指すだろうから、応永元年の浄文誕生後、同十四年までのあいだに梶井門跡に入室したものと思われる。ここで注意すべきは、浄文は「門主」と呼称されているものの、出家得度をしていないように、僧侶としての階梯を何一つ登っていないことである。応永十五年に浄文は還俗して義嗣と名乗り、義満の寵愛を受けるが、一方で梶井門跡は後継が決定せず、同十九年まで門主不在の状況が続く。義満が梶井門跡に対して、子女を通じて統制しようとしたのならば、浄文還俗とそれに伴う無主状況は説明がつかない。また、つぎの門主である義承の入室・出家得度は応永十九年三月だが⁽⁴¹⁾、応永十九年は義満死後に当たるので、義承の梶井入室は義満の思惑外と判断しなければならない。よって、義承の

場合も、青蓮院義円と同じく親権行使による寺院統制策という視点は成立し難い。

(四) 大覚寺義昭

大覚寺義昭は、永享九年（一四三七）以降の反乱事件に注目する研究は多いが、僧侶としての履歴に関する研究は、ほとんどない。義昭の前半生、特に入室に関して、不明な点も少なくないが、「教言卿記」応永十三年（一四〇六）十一月二日条に、裏松重光亭で魚味儀を行う「妙法院殿」（三歳）が確認でき、この人物が年齢的に義昭のことを指すと考えられる。ところが、八年後の同二年五月に、義昭（十一歳）は大覚寺門主として出家得度しており、その後も真言僧として階梯を登っていく。つまり、義昭は、応永十一年に生まれて、当初妙法院に入室予定だったが、同二年に大覚寺で出家得度するまでの約十年間を、僧侶としての階梯を登らず俗体だったことになる。このあいだ、大覚寺は応永十二年に門主寛教が死去している。義昭の出家得度まで誰が大覚寺門主を継承していたのかは曖昧だが、あるいは門主不在だったのではないだろうか。

義昭は、妙法院に入室したかどうか定かではないが、妙法院関係の門跡系譜に義昭の名前を確認することはできないから、妙法院入室はなかったのではないかと思われる。大覚寺にて出家得度した応永二年は、当然ながら義満死後に当たるので、義昭の大覚寺出家も義満の思惑の埒外である。

(五) 小括

本章の検討結果をまとめよう。室町期青蓮院の場合、尊満入室以前に後継問題が発生していたことに注意しなければならぬ。高齢の門主尊道は後継問題を深刻に受け止めており、後継が決定しない焦燥から、義満子息の尊満を招請した。尊満入室は義満の寺院統制策の産物なのではなく、切羽詰まった青蓮院側の事情（尊道からの働きかけ）を重要視しなければならぬ。続く義円の入室も、義満側と青蓮院側のどちらの働きかけによるものなのかは判然としないが、義円が僧侶としての階梯を登るのは義持期であり、義持と義円は兄弟であることから、すくなくとも「親権行使」による門跡介入という図式は成立し得ない。また、義円の逐電事件から、入室した義満子女が必ずしも寺院生活に定着していない様子を読み取れ、子女が寺院統制の装置として機能し得たのかどうか疑問である。

室町期梶井門跡も、青蓮院と同じく後継問題に悩んでいた。皇族や摂関家の子女が扞底している中世後期の社会状況で、後継確保が難航していたのである。そこで注目されたのが、身分を上昇させていた義満の子女だった。梶井門跡の抱えている問題と対応は、青蓮院と同じと考えて良い。

室町期大覚寺の場合も、門主不在という状況が発生していた可能性がある。やがて門主となる義昭は、当初妙法院に入室予定だったが、実際には入室せず俗体のまま十一歳まで過ごし、

義持期によりやく大覚寺で出家得度を果たした。

以上、本章ではいずれの事例も「義満による寺院統制策」という視点は成立し難いことを述べた。

四 青蓮院の寺務職と寺領への義満関与の実態

そもそも、「寺院統制」とは一体何を指すのだろうか。先行研究では、門跡の家産化、門跡内の人事・門跡領への関与、武家祈禱遂行の強化などを、寺院統制策の目的として挙げている⁽⁴⁶⁾が、このうち具体的に拳証されているのは、次に紹介する青蓮院の所職所領への関与だけである。

応永二年（一三九五）十月、尊満が門主尊道より受戒した同年月に、義満から尊満に対して明王院・清浄金剛寺・願成寺の寺務職と寺領などを安堵することがあった。水野智之はこれを尊満の立場強化を義満が画策したものと捉え、関屋雄一は尊満入室をもとに青蓮院をコントロールする義満の意図を見出そうとした⁽⁴⁷⁾。本稿では、最後にこの問題を検討する。

明王院・清浄金剛寺・願成寺は、いずれも鎌倉幕府護持の由緒を持つ東国寺院である。このうち明王院に関しては先行研究が多いので、先学を参照して、南北朝・室町期の明王院を概観しよう。

明王院は、鎌倉幕府四代將軍九条頼経の御願寺に由緒を持つ寺院であり、かつては鎌倉山門派の要職だったが、やがて東密

系の補任も確認されるようになる。大田壮一郎は、初期鎌倉府祈禱体制を検討する際に、関東諸寺社の別当職に言及し、明王院別当職について、①明王院仲尊↓醍醐寺地蔵院覚雄↓醍醐寺地蔵院道快↓明王院快季↓康暦元年（一三七九）醍醐寺理性院宗助という複雑な相承経路と幕府安堵が確認でき、②一方で、鎌倉府は宗助に対する幕府安堵を否定して、本覚院聖助（後光厳息）に同別当職を安堵していたことを、明らかにした。このように、当該期の明王院別当職は、幕府補任①と鎌倉府補任②の二系列が存在していた。

だが、明王院別当職に関しては、もう一序列の相承経路があった。それが青蓮院である。青蓮院への相承に関しては山家浩樹の研究に詳しく、以下の記述は山家論文と「華頂要略」による。康応元年（一三八九）八月、明王院快季は理性院宗助への所職所領の譲与を改め、親類で師資約諾を結んだ聖光院仲祐に譲与した⁽⁴⁸⁾。仲祐は、永徳元年（一三八一）本覚院聖助が尊道入室弟子になる際の有職三人のうちの一人として見え、本覚院との関係を推測できるという。また、同年に仲祐は尊道から灌頂を受けており、二年後には印可も受けているように、尊道との関係も読み取ることができる。そして仲祐は、尊満が青蓮院に入室すると、応永二年（一三九五）、尊満に明王院別当職と寺領を譲与する。

【史料三】足利義満御判御教書案（青蓮院文書『神奈川県史資料編』三上、五一五〇）※へは傍注。

明王院并清浄金剛寺・願成寺等寺務職同寺領以下事、任仲祐僧都讓与旨、相伝管領不可有相違之状、如件、

応永二年十月五日 〈鹿苑院殿〉御判

青蓮院大僧都御房

【史料四】足利義満御判御教書案（青蓮院文書『神奈川県史資料編』三上、五一五一）※（ ）は傍注。

明王院快季僧正遺跡寺務并所領等事、青蓮院尊満大僧都相伝之間、東国寺領所々進目六一候、可被_レ打_レ渡彼雜掌之状、如件。

〈応永二〉十月十三日 〈鹿苑院殿〉御判

（足利氏滿）
左兵衛督殿

明王院・清浄金剛寺・願成寺の「寺務職」「寺領」について、仲祐の讓与に従って相伝管領せよという義満御判御教書が、青蓮院尊満に発給された（史料三）。義満は、東国寺領目録を鎌倉公方足利氏滿に送り、青蓮院雜掌への移管を指示した（史料四）。応永十年（一四〇三）三月には、明王院・清浄金剛寺・願成寺の寺領半分の知行を安堵する義満袖判御教書（差出は「青蓮院殿」）が、仲祐に発給されている⁵⁰。

さらに、仲祐は義円の青蓮院入室を受けて、つぎの史料を提出している。

【史料五】聖光院仲祐契状案（青蓮院文書『神奈川県史資料編』三上、五三三〇）※（ ）は割注。

明王院（寺領上総国周西郷）、清浄金剛寺（寺領駿河国藪

田郷）、願成寺（寺領常陸国石神村）、并美濃国荏戸郷・駿河国稲葉郷、

此外不知行所々注文（在別紙）、

右、件寺務職并所領等事者、故明王院快季僧正所讓賜也、雖然就_二由緒_一、先年奉_レ寄_二附御門跡_一、仍此所々御当知行無_二子細_一、而若君御入室之間、重而所_レ奉_二献契状_一也、弥後々未代不可有_二依違_一、於_二半分_一者、任_二応永二年十月十三日御書_一、可_レ全_二領掌_一仕上候、仍殊更所_レ奉_二契約_一之状、如件、

応永十年六月十八日 法印権大僧都（在判）

仲祐は、明王院快季から所職所領を讓渡されたが、「由緒」に従い、青蓮院尊満に寄附した。今回も、義円入室を受けて、再度契状を提出し、寺領半分の知行することの契約更新を請求している。史料五の五日後、「明王院領半分事」に関して知行を安堵する義満袖判御教書（差出は「青蓮院」）が、仲祐に発給された⁵¹。

以上、明王院別当職の相承は、③明王院仲尊↓醍醐寺地藏院覚雄↓醍醐寺地藏院道快↓明王院快季↓理性院宗助↓聖光院仲祐↓青蓮院尊満↓青蓮院義円という経路もあることを確認してきた。注意したいのは、明王院・清浄金剛寺・願成寺の「寺務職」「寺領」は、いずれも当初から青蓮院管轄ではないということである。史料三にみえる義満関与は、あくまで仲祐讓与の追認安堵であり、また、史料五の五日後に義満袖判御教書が発

給されたのも、仲祐から契状を提出されたことを受けての発給と考えるべきであろう。史料五のとき、門主尊道は応永十年六月五日にすでに死去しており、青蓮院は門主不在の状況にあった。そこで、仲祐は義満の父親という縁を頼り（あるいは院政を開始しつづめることから）、義満に袖判御教書で対応することを求めたのだと思われる。義満の関与は仲祐の半分知行の保障であり、寺院統制が目的とは考えにくい。先学の指摘するように、安堵とは申請者の要望があつて初めてなされるものであり、上部権力が一方的に行使する行為ではないからである。

ところで、理性院側では、応永十二年（一四〇五）、宗助から弟子宗観に理性院の所職所領を譲与する際に、明王院と清浄金剛寺の別当職も譲与対象に含めており、理性院側の相伝知行を安堵した奉書も発給された。一度は所職所領を悔い返されている理性院側は、青蓮院側が相承していることをどう認識したのだろうか。

【史料六】 理性院宗観申状案（『大日本古文書醍醐寺文書』三三七五）

〔補遺書〕「廣瀬郷并荏戸鎌倉明王院等申状案」

理性院僧正宗観謹言上、

欲_レ早_レ為_レ鎌倉明王院寺務・同金剛寺別当職・美濃国荏戸上郷等替地、任_二由緒_一被_レ成_二下御教書_一、全_中領知上、
飛騨国廣瀬郷事、

副進

五通 代々 御判正文

、通 御教書・渡状并讓状・置文等

一通 廣瀬郷 御判正文

右、関東所々執務職寺領等、至_二先師宗助僧正_一、相伝知行之条、代々数通御判御教書并累世附属状等、備而明鏡也、而青蓮院故宮、彼所々申_二御給_一之間、雖_レ含_二愁訴_一、令_二斟酌_一、不_レ申_二是非_一、于_レ今罷過畢、爰廣瀬郷者、廣瀬代々依_レ為_二御敵_一、被_レ闕所_一、為_二御祈禱料所_一故僧正令_二拜領_一、多年当知行之処、廣瀬立還、属_二守護方_一、奉_レ掠_二公方_一、致_二知行_一、結句去_レ応永十八年、一類同_二前国司古河_一、籠_二彼城_一、終被_二斬罪_一、於_レ今者、京極加賀入道号_二闕所_一申給云々、所詮且任_二異_一于他_二之由緒_上、且為_二明王院以下之替地_一、被_レ成_二嚴密御教書_一、如_レ元全_二領知_一、弥為_二抽_一御祈禱懇誠_一、粗言上如_レ件、

正長元年八月 日

本稿に関わる史料六の論点は、傍線を引いた「青蓮院故宮」を誰に比定するかということである。『神奈川県史料編』三上は道円に、『大日本古文書醍醐寺文書』は尊道に、それぞれ比定している。青蓮院側が明王院別当職と関わりを持つようになるのは応永二年（一三九五）以降だが、道円は至徳二年（一三八五）三月に死去していることから足利氏出身の尊満できない。「故宮」と称されていることから足利氏出身の尊満も有り得ず、よって「青蓮院故宮」とは、尊道に比定されなけ

ればならない。そして尊道に比定することは、非常に重要な意味を持つ。理性院に対して、「御給」と称して明王院をはじめとする所職所領の権利を主張していたのは、権利者尊満ではなく、尊道ということになるからである。史料六によれば、理性院側は訴えたが、明確な結論が出ないまま、時が過ぎてしまったのだという。

尊満の青蓮院入室によって、門主尊道と義満のコネクションが強化されたことは間違いないが、明王院・清浄金剛寺・願成寺への義満関与は、義満の寺院統制策というより、義満とのコネクションを最大限に活用する尊道の働きかけと見るべきである。形式上は尊満に寄附されたが、尊道や仲祐は義満の影響力を利用することで、公武の祈禱で活躍する醍醐寺理性院側への優位性を保ったのである。⁵⁵それは、あるいは尊満の立場強化に繋がったかもしれないが、すくなくとも青蓮院をコントロールしようとする義満の意図を読み取ることは、難しいのではないだろうか。

五 おわりに

本稿では、先行研究で寺院統制策の起点と評価される足利義満子女の寺院入室事例を再検討して、義満の思惑が子女を通じて寺院統制策にあったとは考え難いことを述べてきた。義満子女の寺院入室は、臼井信義や中村直勝が指摘したように、血統

管理や嫡流安定の側面を重要視すべきではないだろうか。十四世紀以降、権威化ないし貴種化を遂げていく足利氏の「血」を管理することは、足利將軍家にとって重要政治課題だった。そこで寺院入室させることで、血統管理を試みたのだと考えられる。その際に、入室先が禅寺だけでなく門跡寺院も選択されたのは、義満が摂関相または上皇相当に身分秩序を上昇させていたからである。

一方で、門跡寺院側に着目すると、本稿で検討した門跡寺院（青蓮院・梶井門跡・大覚寺）は、ほとんどが後継問題に悩まされていた。皇族や摂関の子息が払底している社会状況において、身分上昇を遂げていく義満は、門跡寺院側からすれば皇族や摂関に次ぐ、第三の選択肢足り得たのである。実際、尊道は尊満入室を要請しており、門跡寺院側の働きかけは存在した。

最後に……。ここまで寺院統制策に対する批判的見解を主張してきたが、義満子女の寺院入室によって、門跡寺院と室町殿の関係は強化され、そのために室町殿の寺院関与を招くこともあったことは、当然有り得ると思われる。しかし、それはあくまで義満子女の寺院入室が齎した「結果」であり、結果から逆行して義満の「目的」と論じることはできない。また義満の思惑を、その後の室町殿も共有していたと考えられるのも安易である。⁵⁶本稿は義満子女の寺院入室の再検討である。義持期以降の展開は、猶子の問題も含めて、あらためて検討しなければならぬことを指摘して、本稿を閉じることにする。

注

(1)

「門跡」の語義を検討した永村眞は、①法流、②門徒、③院家・院主、④貴種住持の院家または貴族の院主、の四つの意味が確認でき、これらは時代によって変遷していることを指摘している(永村「門跡」と門跡「大隅和雄編『中世の仏教と社会』吉川弘文館、二〇〇〇年)。本稿における「門跡」「門跡寺院」は④の意味で用いている。

(6)

藤早苗編『歴史のなかの皇女たち』小学館、二〇〇二年)、同「中世後期の比丘尼御所」(『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館、二〇〇七年、初出二〇〇四年)、大石雅章「比丘尼御所と室町幕府」「尼の法華寺と僧の法華寺」(同『日本中世社会と寺院』清文堂、二〇〇四年、初出はそれぞれ一九九〇年、一九九七年)。

(2)

田中義成『足利時代史』(講談社学術文庫、一九七九年、初出一九二三年)六〇～二頁。

(3)

今谷明『室町の王権』(中公新書、一九九〇年)七三～四頁。以下、本稿では書籍や論文の副題は基本的に省略する。

(7)

「御料所」は、將軍権力の直轄領だけでなく、室町殿近親(室町殿の妻妾と子女、兄弟姉妹)の所領を指す場合もあった。山田徹「足利將軍家の莊園制的基盤」(『史学雑誌』一二三一九、二〇一四年)を参照のこと。

(4)

近年の室町期公武関係史の理解は、松永和浩「室町期公武関係の現状と課題」(同『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇七年)、石原比伊呂「足利義満の対朝廷政策」(同『室町時代の將軍家と天皇家』勉誠出版、二〇一五年)などを参照のこと。

(8)

前掲注(5)大石「比丘尼御所と室町幕府」、湯之上隆「足利氏の女性たちと比丘尼御所」(同『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九九〇年)。

(5)

荒川玲子「景愛寺の沿革」(『書陵部紀要』二八、一九九四年)、中井正孝「崇光院流と入江殿」(同『法然伝と浄土宗史の研究』思文閣出版、一九九四年)、田中リサ「比丘尼御所の所領と室町幕府」(『鳴門史学』十三、一九九九年)、菅原正子「中世後期…天皇家と比丘尼御所」(服

(9)

大石雅章「寺院と中世社会」(同『日本中世社会と寺院』清文堂、二〇〇四年、初出一九九四年)三七八頁。

(10)

臼井信義『足利義満(人物叢書)』(吉川弘文館、一九六〇年)二五七頁。なお、今谷明は『籤引き將軍足利義満』(講談社メチエ、二〇〇三年)五一頁で「継嗣争いの流

- 血の惨を回避するための手段」と述べている。丸山裕之も、宗教界に及ぼした影響力は首肯しつつ、経済的生活保護の面があることを主張している（丸山『図説室町幕府』戒光祥出版、二〇一八年、四八〜九頁、八〇〜二頁）。
- (11) 中村直勝『東山殿義政私伝』（河原書店、一九七〇年）五九〜六〇頁。
- (12) 谷口雄太「足利時代における血統秩序と貴種權威」（『歴史学研究（増刊号）』九六三、二〇一七年）。
- (13) 水野智之「室町將軍の偏諱と猶子」（同『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九八年）、同『名前と権力の中世史』（吉川弘文館、二〇一四年）。
- (14) 前掲注（13）水野論文二八一頁。「義満は永和年間に自己の家格を摂関家と同等に位置付け、次第にその上昇を試みて、出家後は自らを上皇に准じている。そして義満はその身分秩序を子弟の入室にも適用したのである」。
- (15) 大田壯一郎は、水野智之の議論を援用して、足利一門子弟の入室を、王権護持の「法流」を室町殿支配下に置くという意味で、院政期における院権力の対寺社政策と対比しうるものと評価できるのではないだろうかとする（大田「大覚寺門跡と室町幕府」同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出一九九九年、七二〜三頁）。院権力の対寺社政策とは、おそらく法親王制のことを想定していると考えられるが、法親王制に関しては、
- (16) 特定時期においては寺院統制的意図も見出せるが、中世全般を通じてそうして意図を確認することは難しいという指摘もある（佐伯智広「中世前期の王家と法親王」同『中世前期の政治構造と王家』東京大学出版会、二〇一五年、初出二〇一二年）。
- (17) 義詮の娘である鏡室恵照（桂林昌公）は比丘尼御所の宝鏡寺に入室しているが、この入室は水野智之が指摘するように、義満の計らいによるものだった可能性が高い（水野智之『名前と権力の中世史』吉川弘文館、二〇一五年、一〇一頁）。また、直冬系では、仁和寺上乘院（下河原宮）に入室した義俊と、実相院に入室した義命（いずれも直冬の孫に該当する）を確認できる。仁和寺と実相院は門跡寺院であり、義俊と義命は六代足利義教猶子として入室している（『満濟准后日記』永享五年八月十九日条『統群書類従補遺一下』。中根正人「応永の乱と「足利義氏」」〔『ヒストリア』二二九、二〇一八年〕を参照のこと）。
- (18) 前掲注（13）水野著書九七頁の表二では、「門跡寺院に入室した実子」「他の寺院に入室した実子」という項目を立て、義満実子の入室事例を全十七例とする。筆者が確認している事例より二名多いが、筆者の力不足で二名を特定し得なかった。
- (19) 前掲注（5）大石「尼の法華寺と僧の法華寺」。矢部健太郎「中世武家権力の秩序形成と朝廷」（『国史学』

- (20) 二〇〇、二〇一〇年)、小川剛生『足利義満』(中公新書、二〇一二年)。
 前掲注(12) 谷口論文。
- (21) 前掲注(12) 谷口論文六八〜九頁。
- (22) 『大日本史料』七―十、応永十五年五月六日条。
- (23) この点、今谷明は「すでに義満により敷かれたレールの上を、兄の義持将軍の指示により入室したのである。(中略)足利一族による顕密寺院の門跡独占は、義満の死後、子の義持将軍の執政期に至って、ほぼその目的を達したといえるであろう」と指摘する(今谷『室町の王権』中公新書、一九九〇年、七四頁)。入室時期の問題を考慮していることに注意したい。
- (24) 関屋雄一「十四世紀後半の門跡寺院」(『日本大学文学部人文科学研究紀要』八〇、二〇一〇年)、稲葉伸道「南北朝・室町期の門跡継承と安堵」(同編『中世寺社と国家・地域・史料』法藏館、二〇一七年)。
- (25) 『門業記目録』(『大正新脩大藏經』図像第十二、六八二頁)には「大乘院尊円親王御編輯之書也、御門跡代々御修法現行之御記、其外門跡領雑事迄御撰御記録、尤雖為御真筆、問々有僧綱兒坊官等之加筆歟(天永年ヨリ応永元年マテ凡三百年間)」とあり、編者尊円以後に加筆部分のあることが示唆されている。
- (26) 「付衣」は裳付衣の略称。襦のつけられている衣で僧綱襟があり、着用身分は素材により上位者から下位者まで確認できる。近藤好和『法体装束抄』にみる法体装束(『立命館文學』六二四、二〇一二年)四七〇頁を参照のこと。
- (27) 「相国寺供養記」(『群書類従』二四)三三四頁。また、「華頂要略門主伝」第十八・附弟傳第十四(尊満)には「又云、明日相国寺塔供養之間、卿相雲客総退出也、門首暁天出門云々」とある。「門首」とは門主尊道のことを指すから、史料一の「即暁天出門了」も主語は尊道だと判断した。
- (28) たとえば「満濟准后日記」正長二年(一四二九)六月二七日条(『続群書類従補遺一下』)には皇族や摂関家などの貴種が不足している状況が記されている。南北朝・室町期の宮(皇族)の門跡寺院入室と扨底状況は、松蘭斎「中世の宮家について」(『人間文化』二五、二〇一〇年)も参照のこと。
- (29) 前掲注(19) 小川著書一三八〜九頁。
- (30) 前掲注(13) 水野著書一〇二〜四頁、前掲注(24) 稲葉論文二八頁。
- (31) 「兼宣公記」応永十年六月二一日条(『史料纂集 増補改訂兼宣公記』一)。
- (32) 本文で述べたように、応永十八年六月八日に「河東職(敷地事)、翌年六月八日に「御門跡領等」の成敗権を、義

持御内書によって安堵されていることが、「華頂要略門主伝」第二十(義田)にあり、後者は、「古今令旨」(『大日本史料』七―十五、三三〇―一頁)でも確認できる。

一方で、稲葉伸道は、前掲注(24) 稲葉論文二八―九頁で、両御内書とも応永十九年の発給としている。推測するに、稲葉が発給年を変更しているのは、受戒以前に門跡を継承する資格はない(受戒することで正式な僧侶になり、門跡を継承する資格を持つ)という理解が、前提にあるのだと思われる。たしかに、歴代青蓮院門主の経歴を「華頂要略門主伝」で参照すると、受戒↓門跡継承というプロセスを、一般的傾向として確認し得る。しかし、「華頂要略」が近世の編纂物であるとはいえ、①発給年の変更に関する史料の根拠が現在のところ見当たらない、②応長元(一三二一)年八月に青蓮院門主に就任↓元応元年(一三一九)五月九日に比叡山で受戒するという尊円(「門葉記」編者)のような経歴もあるので、本稿では「華頂要略」「古今令旨」にある発給年をひとまず採用している。

(33) 青蓮院義田巻教案(「明王院文書」『大日本史料』七―二三、応永二二年十二月二十日条、二〇九―十一頁)。

(34) 義持による後小松天皇勅裁への追認をどう捉えるかは、石原比伊呂の議論が参考となる。石原は、義持が「執事」として儀式から家政まで様々な場面で後小松「王家」を

輔弼しており、それによって後小松「王家」の権威向上を企図していただろうことを指摘している。石原の議論を援用すれば、青蓮院に対する後小松勅裁への義持追認も、輔弼行為であると考えられるのではないだろうか。石原「足利義持と後小松「王家」」(同「室町時代の将軍家と天皇家」勉誠出版、二〇一五年、初出二〇〇七年)を参照のこと。

(35) 史料二は、「青蓮院文書」六(『大日本史料』七―二八、応永二四年十二月十三日条、一七二頁)でも確認できる。

(36) 比叡山延暦寺の発給文書については、三枝暁子「山門集会の特質とその変遷」(同『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇八年)を参照のこと。

(37) 「満濟准后日記」応永二二年七月二日・四日・六日・二九日条(『統群書類従補遺一上』)、大乘院日記目録二、同年七月二日条(『大日本史料』七―二〇、二三五―六頁)。なお「満濟准后日記」六日条には「青門御逐電由御問答趣等御物語、門跡還住事不可叶由被申切云々」とある。

四日条では、青蓮院雑務職の伊予法橋泰村が召し籠められているが、これも義田出奔に関与しているのかもしれない。なお、義田逐電事件については、森茂暁「室町幕府崩壊」(角川ソフィア文庫、二〇一七年、初出二〇一一年)八〇―四頁も参照のこと。

(38) 前掲注(13) 水野著書一〇七頁。

- (39) 前掲注(24) 稲葉論文三二～七頁。
- (40) 「教言卿記」応永十四年八月二日条(『大日本史料』七一、一五二～三頁)。
- (41) 「梶井門跡略系譜」「諸門跡傳」(『大日本史料』七一、二七五～六頁)。両史料は義承を明承弟子と表記するが、義承の入室は明承死後なので、両者に直接の師弟関係はない。前掲注(24) 稲葉論文三六頁も参照のこと。
- (42) 桑山浩然「大覚寺義昭の最期」(同「室町幕府の政治と経済」吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九一年)、大田壮一郎「大覚寺門跡と室町幕府」(同「室町幕府の政治と宗教」塙書房、二〇一四年、初出一九九九年)、新名一仁「嘉吉・文安の島津氏内訌」(同「室町期島津氏領国の政治構造」戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇一年)、前掲注(12) 谷口論文六八～九頁。
- (43) 『大日本史料』七一八、三〇〇頁。
- (44) 『満濟准后日記』応永二年五月一日条(『続群書類従補遺一上』)。
- (45) 「東寺王代記」「大覚寺門跡略記」「大覚寺門跡次第」「諸門跡傳」など(『大日本史料』七一七、応永十二年十一月十八日条、五三五～七頁)。なお、同書に採録されている「仁和寺諸院家記」は、寛教死去を応永十年としており、「寛教親王入滅以後、申北山殿、如元可執務之由、被成御教書、仍直管領之」と記す。寛教死去後に、北山殿義満に申請して大覚寺管領を認める御教書を発給された人物がいるようだが、筆者の力不足により、詳細不明とせざるを得なかった。この点、後考を期す。
- (46) 前掲注(13) 水野論文二八一頁。
- (47) 前掲注(13) 水野著書一〇三頁、前掲注(24) 関屋論文七～八頁。
- (48) 山家浩樹「駿河国大岡荘と足利満詮」(『静岡県史研究』十、一九九四年)、大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(同「室町幕府の政治と宗教」塙書房、二〇一四年、初出二〇〇四年)、石田浩子「室町期における「都鄙」間交流」(『人民の歴史学』一八二、二〇〇九年)、小池勝也「南北朝・室町期における東国醍醐寺領と東国顕密仏教界の展開」(『千葉史学』六八、二〇一六年)など。
- (49) 聖光院は「華頂要略」巻三四(『天台宗全書』)を参照のこと。
- (50) 足利義満袖判御教書案(青蓮院文書『神奈川県史資料編』三上、五三二八)。
- (51) 足利義満袖判御教書案(青蓮院文書『神奈川県史資料編』三上、五三三一)。
- (52) 水野智之「室町將軍による公家衆への家門安堵」(同「室町時代公武関係の研究」吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九七年)、同「室町時代公武関係と諸概念をめぐって」(『年報中世史研究』三三、二〇〇八年、一三七～九頁)、

野口華世「書評 金井静香著『中世公家領の研究』」(『史学雑誌』一〇九—一二、二〇〇〇年、七八頁)、我彦武範「足利義満執政前期における公家領安堵の特質」(『史苑』七八—二、二〇一八年)など。

(53) 理性院宗助讓状(『大日本古文書醍醐寺文書』六八五)、右衛門佐奉書案(京都御所東山御文庫記録甲一一三所収 理性院門跡系図『神奈川県史資料編』三上、五三六五)。

(54) 『神奈川県史資料編』三上、五八一。

(55) 醍醐寺理性院は、正月八日に太元帥法という国家的修法を勤める院家で、一三七〇〜九〇年代にしばしば武家護持僧となっていることも確認できる。後者は細川武稔「足利將軍家護持僧と祈禱」(同『京都の寺社と室町幕府』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇三年)一五一頁表五を参照のこと。また、宗助の立場は、小池勝也「南北朝末期の醍醐寺三宝院院主と理性院院主」(西弥生編『醍醐寺(シリーズ)中世の寺社と武士』)戎光祥出版、二〇一八年、初出二〇一六年)を参照のこと。

(56) たとえば朴澤直秀は、「祭祀・(国家的)祈禱、祭祀、禁教、教化、宗教者編成など」、「宗教政策」や「宗教統制」として想起し得る分野はある。ただし、予定調和的に捉えるのではなく、そのときそのときの政策課題の問題としても検討しつつ、その上で漠然とした方向性・認識としての「宗教政策」を想定する必要があるのではないか

と述べている(朴澤「近世の仏教」『岩波講座日本歴史』近世二、岩波書店、二〇一四年、二五〇頁)。呉座勇一は、「因果関係の単純明快すぎる説明」「結果から逆行して原因を引きだす」陰謀論に警鐘を鳴らしたが、これは陰謀論に限らない重要な見方だと考える(呉座『陰謀の日本中世史』角川新書、二〇一八年、三〇八〜三一頁)。